

短期入所生活介護

重要事項説明書

(令和7年11月15日現在)

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

1 ショートステイ高崎馬庭の概要

① 事業者の概要

名称	社会福祉法人 豊井会
代表者名	理事長 仲井史子
所在地	〒369-0311 埼玉県児玉郡上里町勅使河原1584
連絡先	電話 0495-35-0333 ファックス 0495-34-0002

② 事業所の概要

施設名称	ショートステイ高崎馬庭
所在地	〒370-2104 群馬県高崎市吉井町馬庭2385-4
連絡先	電話番号 027-387-0900 ファックス 027-387-0901
事業所番号	高崎市指定 1070205875
管理者名	仲井 史子

2 施設の概要

① 施設の概要（構造）

敷地	2700.64m ²
建物	構造 鉄骨造2階建 防火建築物
	延べ床面積 1628.96m ²
	利用定員 ショートステイ 10名 1ユニット
併設	利用定員 29名 3ユニット

② 施設の概要（居室）

居室の種類	室数	面積	一人当たりの面積	備考
個室	10	13.50m ²	13.50m ²	ショートステイ

③ 主な設備

設備	室数	面積	備考
食堂・共同生活室	1	44.01m ²	各ユニットに設置
機能訓練室	1	12.96m ²	
浴室	2	12.96m ²	介護リフト1ヶ所、機械浴槽1ヶ所
医務室	1	9.85m ²	
調理室	1	78.00m ²	
洗濯・汚物処理室	1	8.46m ²	各ユニットに設置

④ 職員体制

職種	兼務の状況	職務内容	計
管理者	介護老人福祉施設と兼務	事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。	1名
生活相談員	介護老人福祉施設と兼務	利用者又は家族からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。	1名以上
看護職員	介護老人福祉施設と兼務	利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。	1名以上
介護職員	介護老人福祉施設と兼務	利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な介護を行う。	4名以上
機能訓練指導員	看護職員と兼務	必要に応じ生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。	1名以上
栄養士	介護老人福祉施設と兼務	給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。	1名
医師		利用者の健康管理	1名
事務職員		事務	1名

⑤ 職員の勤務体制

職種	勤務体制	休暇
管理者	8：30～17：30	月8～9日
生活相談員	8：30～17：30	月8～9日
介護職員	7：00～16：00 11：00～20：00 17：00～翌10：00 (ローテーション)	月8～9日
看護職員	8：00～17：00	月8～9日
機能訓練指導員	7：00～16：00	月8～9日
計画作成担当者	8：30～17：30	月8～9日
管理栄養士	8：00～17：00	月8～9日

⑥ 施設サービスの内容と費用

I. 介護保険給付対象サービス

種類	内容
食事	栄養士（管理栄養士）の立てる献立により食事を提供し、必要な食事介助を行います。 朝食 8時～、昼食 12時～、夕食 18時～
入浴及び清拭	目安として週2回の入浴又は清拭を行い、必要な介助を行います。
排泄	利用者の身体能力を最大限活用した援助を行い、自立を促します。
整容等	個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるように援助します。 毎日、起床時及び就寝時に着替えの支援を行います。 寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。
機能訓練	身体機能の低下防止のため、機能訓練指導員により利用者の状況に適した機能訓練を行います。
健康管理	看護師による健康管理に努めます。
相談及び援助	利用者及びその家族・身元引受人からのご相談に応じます。
その他	レクリエーションや趣味活動を援助し、引きこもり防止のための声がけに努めます。 清潔で快適な生活が送れるよう定期的な清掃や居室診断を行います。

① 利用料金（1日あたり）

金額に換算する計算方法は合計単位数×10.33×負担割合(1割負担の場合は0.1、2割0.2、3割0.3)です。
下記の（ア）から（イ）の合計金額になります。

（ア） 要介護度に応じたサービス利用料金及び各加算の料金から、介護保険給付額を除いた金額

（自己負担額）（カッコ内は連続60日を超えて利用している場合）

要介護1	704単位	(670単位)
要介護2	772単位	(740単位)
要介護3	847単位	(815単位)
要介護4	918単位	(886単位)
要介護5	987単位	(955単位)

・地域区分加算 6級地 10.33円

送迎加算 184単位（1日あたり）

介護職員等処遇改善加算I 14.0%

長期利用提供減算 1日につきマイナス30単位（連続30日を超える60日に満たない場合）

（イ）施設における居住費および食費の全額自己負担額

① 滞在費 2,066円

② 食費 1,500円 内訳 朝食430円、昼食570円、夕食500円

*介護保険負担限度額認定。1日あたり施設における居住費及び食費の自己負担額の軽減。

第1段階 滞在費 880円 食費 300円

第2段階 滞在費 880円 食費 600円

第3段階(1) 滞在費 1,370円 食費 1,000円

第3段階(2) 滞在費 1,370円 食費 1,300円

第4段階 滞在費 2,066円 食費 1,500円

*対象者の要件はお住いの自治体ホームページ等でご確認下さい。

③ 日常生活上必要となる諸費用

④ 理容美容 1,300円

⑤ 送迎費用 1キロメートルごとに50円（旧高崎市、吉井町、甘楽町を除く）

II.利用料等のお支払い方法

毎月月末締とし、翌月5日までに当月分の料金を請求いたしますので、13日までにあらかじめ指定の方法でお支払いください。

3 緊急時の対応方法（連絡体制）

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、嘱託医、救急隊、親族等へ連絡をいたします。

4 協力医療機関等

医療機関	病院名	中島内科医院
	診療科	内科、循環器科
	所在地	高崎市下佐野町14
	電話番号	027-347-3553
歯科機関	病院名	高崎デンタルクリニック
	診療科	歯科
	所在地	高崎市新田町4-2
	電話番号	027-326-1511

5 施設利用にあたっての留意点

面会・来訪	面会時間 8:30～17:30 面会時間を遵守し、必ず来所者名簿に記帳して下さい。 ※来訪者が宿泊される場合には、必ず本施設の許可を得て下さい。
喫煙	建物内だけでなく、敷地内でも喫煙はご遠慮下さい。
外出・外泊	外出・外泊の際には、必ず訪問先と帰宅日時を記入した外出届を提出して下さい。また、訪問先について、家族に連絡をし、了解を得た場合に外出ができることがあります。食事をキャンセルされる場合は3日前までに欠食届を提出して頂ければ食事代を返金致します。
ペット飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育は厳禁です。
居室・設備の利用	施設内の居室や、設備は、用法に従ってご利用下さい。これに反した利用により破損・汚れが生じた場合は弁償して頂きます。
迷惑行為	騒音又は他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないで下さい。
宗教・政治活動	施設内での宗教・政治活動はご遠慮下さい。

6 個人情報の取り扱い

別紙「個人情報利用同意書」をご覧下さい。

7 事故発生時の対応について

当施設では、サービスの提供により事故が発生した場合は、すみやかに利用者の家族又は市町村に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録することと致します。

事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

8 相談・苦情処理窓口

① 施設が提供するサービス内容に関する苦情等相談窓口

苦情等受付窓口	窓口責任者	篠崎 みどり (生活相談員)
	ご利用時間	8：30～17：30
	電話番号	027-387-0900
	FAX番号	027-387-0901
社会福祉法人豊井会 第三者委員	小暮秀夫 新井肇	

- ・苦情解決責任者 理事長 仲井史子
- ・担当者不在の場合でも常時対応できる体制になっております。また、ご意見受付箱を玄関に設置しておりますのでご利用ください。
- ・ご不明な点は、なんでもおたずねください。

③ 行政機関その他苦情受付機関

高崎市役所 介護保険担当課
住所 高崎市高松町35-1
電話027-321-1111 (代表)

甘楽町役場 介護保険担当課
住所 甘楽郡甘楽町小幡161-1
電話0274-74-3131 (代表)

群馬県国民健康保険団体連合会
住所 前橋市元総社町335-8
電話027-290-1376

9 第三者による評価の実施状況 なし